



## こどもの交通事故防止

### 交通事故に遭わないために

道路に飛び出さない！道路で遊ばない！

道路を横断するときは、横断歩道や信号機のある場所でも必ず左右の安全を確認してから横断する。

信号は必ず守り、「止まれ」の標識のあるところでは、必ず一時停止して左右の安全を確認する。



### こどもの尊い命を守るために保護者の方へのお願い

幼児・児童が自転車に乗車するときは、必ずヘルメットをかぶらせてください。  
(平成20年6月1日からヘルメットをかぶらせることが保護責任者の努力義務となりました。)

子どもを自動車に同乗させる時は、チャイルドシート(6歳未満)またはシートベルトを忘れずに着用させてください。

特に後部座席に同乗させる時は、着用させていない方が多いようですが、必ず着用させるようにしてください。  
(平成20年6月1日から後部座席シートベルトの着用が義務化されました。)

チャイルドシート・シートベルトは、大事な子どもさんの命を守る命綱です。

